



# 埼玉県報

第187号  
令和3年(2021年)  
3月2日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）

### 告示

- 県庁LAN回線増強に関わる業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第3期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（シニア活躍推進課）
- 令和3年度前期技能検定実施（産業人材育成課）
- 令和3年度前期技能検定手数料減免（産業人材育成課）
- 令和3年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改め、同条第四項中「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

第五条第一項中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条第二項中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改める。

第六条第一項中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

第八条中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

第九条第一項中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改める。

第十条中「様式第八号」を「様式第七号」に改める。

別表第一一号を次のように改める。

一 建築物（次号に掲げるものを除く。）に関する整備基準

#### イ 廊下等

利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者を含む。以下同じ。）の用に供する廊下その他これに類するもの（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。以下この号及び別表第二において「廊下等」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この号及び第三号チ(1)において「令」という。）第十一条第一号の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 戸を設ける場合においては、ワに定める基準に適合するものとする。
- (2) 階段、段又は傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む。）に限る。ハ、ヘ(2)及びチ(5)㉓において同じ。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別でき

るものをいう。以下この表及び別表第二において同じ。)を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

(一) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分

(二) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分

(三) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分  
(3) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

ロ 階段(その踊場を含む。)(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)

利用者の用に供する主たる階段は、令第十二条第二号から第四号まで及び第六号(ただし書を除く。)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 両側に手すりを設けること。  
(2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第十二条第五号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ハ 傾斜路(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)

利用者の用に供する傾斜路は、令第十三条第一号から第三号までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。  
(2) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第十三条第五号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ニ 便所(共同住宅又は寄宿舎の各住戸に設けられるものを除く。)

(1) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物又は専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を一以上設けること。ただし、共同住宅又は寄宿舎については、この限りでない。

(一) 出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の

車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(三) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができ装置を設けること。

(四) 出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。

(五) 内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。

(六) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(七) 次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。

(イ) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。

(ロ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。

(ハ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるとすること。

(2) (1)の規定により(1)に定める基準に適合する便所を設けるとされる建築物以外の建築物に、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(1)に定める基準に適合する便所を一以上又は次に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。

(一) 車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。

(二) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口は、(1)(一)、(二)及び(四)に定める基準に適合するものとすること。

(三) (1)(七)に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上の(1)の規定により(1)に定める基準に適合する便所を設けるとされる建築物に、(1)に定める基準に適合する便所に加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(2)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。ただし、(1)に定める基準に適合する便所を二以上設ける場合においては、この限りでない。

(4) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト（人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）の利用に配慮

した設備(4)、第三号又(6)及び第四号ホ(5)において「オストメイト用設備」という。)を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。ただし、別表第三第一号イからへまで、チからルまで、カ(床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。)、ヨからノまで及びヤに利用者の用に供する便所を設ける場合並びに同号マ(床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。)においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(5) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち一以上に、両側に手すりが適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(6) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物(卸売市場、事務所、共同住宅若しくは寄宿舎、下宿、遊技場、工場、自動車車庫又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものを除く。(7)において同じ。)に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。)第六条各号に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(7) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(6)に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。

#### ホ 客室

(1) 客室の総数が五十以上のホテル、旅館又は下宿にあつては、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(ホにおいて「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。

(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 便所は、ニ(1)から(五)までに定める基準に適合するものとする。

(二) 浴室は、カ(1)及び(3)から(5)までに定める基準に適合するものとする。

(三) 室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面

積を確保すること。

(3) 客室の総数が五十未満のホテル、旅館又は下宿にあつては、一以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。

(4) (1)のホテル、旅館又は下宿には、(1)に定める数の車椅子使用者用客室のほか、客室の総数が五十一以上百五十以下の場合にあつては一以上、客室の総数が百五十一以上の場合にあつては二以上の車椅子使用者用客室をそれぞれ設けるよう努めること。

へ 敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内の通路は、令第十六条各号(第二号イを除く。)及びイ(3)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとすること。

(1) 段を設ける場合においては、両側に手すりを設けるものとし、回り段としないこと。

(2) 傾斜路を設ける場合においては、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。

(3) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

ト 駐車場等(共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。)

(1) 利用者の用に供する駐車場(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。))の駐車のためのものを除く。)を設ける場合においては、当該駐車場における自動車の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該全駐車台数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上、全駐車台数が二百一以上の場合にあつては当該全駐車台数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この表及び別表第二において「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、令第十七条第二項第一号の規定によるほか、車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。

(3) 利用者の用に供する車寄せを設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設(以下この号及び別表第二において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。

(一) 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降でき

るよう、幅及び奥行きをそれぞれ一・五メートル以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。

- (二) 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口（チ(5)(一)に定める基準に適合するものに限る。）から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、令第十八条第二項第一号の規定によるほか、チ(5)(七)に定める基準に適合するものとする。

#### チ 移動等円滑化経路

- (1) 次に掲げる場合においては、利用者の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この号及び別表第二において「移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、(2)及び(3)に定める建築物については、この限りでない。

- (一) 建築物に利用者の用に供する居室（チ及びソ(1)において「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下この号及び別表第二において「道等」という。）から当該利用居室（共同住宅又は寄宿舍にあつては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあつては各客室）までの経路

- (二) 建築物又はその敷地にニ(1)又は(2)に定める基準に適合する便所（客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。）から当該

ニ(1)又は(2)に定める基準に適合する便所までの経路

- (三) 建築物又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路

- (2) 床面積の合計が五百平方メートル（共同住宅又は寄宿舍にあつては、千平方メートル）未満の建築物で地上階（直接地上へ通ずる出入口を有する階をいう。チ及び別表第三において同じ。）に利用居室を有するものについては、次に掲げる施設（二）又は(三)に掲げる施設にあつては、建築物又はその敷地内に(二)又は(三)に掲げる施設を設ける場合に限る。(2)及び(3)において「便所等」という。）から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階に利用居室を有するものについては、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路としよう努めること。

- (一) 道等

- (二) 一以上の二(1)又は(2)に定める基準に適合する便所（地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）
- (三) 車椅子使用者用駐車施設
- (3) 床面積の合計が五百平方メートル（共同住宅又は寄宿舎にあつては、千平方メートル）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するものについては、便所等から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階にある利用居室については、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。
- (4) 移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。
- (5) 移動等円滑化経路は、令第十八条第二項第一号の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする事。
  - (一) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、令第十八条第二項第二号及びワに定める基準に適合するものとする事。
  - (二) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令第十八条第二項第三号イからハまで及びイの規定によるほか、廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設ける事。
  - (三) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、令第十八条第二項第四号イからハまで及びハに定める基準に適合するものとする事。
  - (四) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（五及び六に定めるものを除く。）及びその乗降ロビー（五に定めるものを除く。）は、令第十八条第二項第五号ロからトまで（ハを除く。）の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする事。
    - (イ) 籠（人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、ニ(1)若しくは(2)に定める基準に適合する便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
    - (ロ) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に設けられるエレベーターは、令第十八条第二項第五号ハ並びにチ(1)及び(2)に定める基準に適合するものとする事。
    - (ハ) 床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は九十センチメートル以上とし、籠の奥行きは一・二メートル以上とすること。ただし、別表第三第一号イからへまで、チからルまで、ヨからノまで、ヤ及びマに設けられるエレベ



- (一) ターにあつては、籠の奥行きは一・三五メートル以上とすること。
- (二) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (ホ) 籠内には、手すりを設けること。
- (ヘ) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (ト) 籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (チ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（令第十八条第二項第五号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。（リ）及び（ヌ）において同じ。）である場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (リ) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (ヌ) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (ル) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。
- (五) 共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（六）に定めるものを除く。）及びその乗降ロビーは、令第十八条第二項第五号ロからトまで（ハを除く。）並びに四（ニ）から（ト）まで及び（ル）の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。
- (イ) 籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、二（1）又は（2）に定める基準に適合する便所及び車椅子使用者用駐車施設がある階並び

に地上階に停止すること。

(ロ) 床面積の合計が二千平方メートル以上の共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は一・〇五メートル以上とし、籠の奥行きは一・五メートル以上とすること。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に居住者のための共用部分である居室、ニ(1)若しくは(2)に定める基準に適合する便所又は車椅子使用者用駐車施設がある共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は一・四メートル以上とし、籠の奥行きは一・三五メートル以上とするともに、籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル未満の共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は九十センチメートル以上とし、籠の奥行きは一・二メートル以上とすること。

(六) 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第十八条第二項第六号に定める基準に適合するものとする。

(七) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、令第十六条第一号及び第三号並びに第十八条第二項第七号イからニまで並びにイ(3)、へ(2)及び(3)並びにワに定める基準に適合するものとする。

(八) 当該移動等円滑化経路を構成する駐車場内の通路は、(七)に定める基準に適合するものとする。

## リ 標識

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。

(2) 標識を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

- (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。
- (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。

(三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

又 案内設備

(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を表示した案内板その他の設備(2)、ル(1)及び別表第二において「主要な案内板」という。)を設けること。ただし、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

(2) 主要な案内板を設ける場合においては、リ(2)(一)から(三)までに定める基準に適合するものとする。

(3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第二十条第二項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

(4) 案内所を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。この場合においては、(1)から(3)までの規定は適用しない。

(5) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物(自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。)については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとする。

ル 視覚障害者移動等円滑化経路

(1) 道等から主要な案内板(点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。)、又(3)の規定による設備又は又(4)の規定による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(2)及び別表第二において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)とすること。ただし、令第二十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、令第二十一条第二項に定める基準に適

合するものとする。

#### ヲ 育児用施設

- (1) 床面積の合計が五千平方メートル以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、バリアフリー条例第七条第一項に規定する育児用施設（以下この表及び別表第二において「育児用施設」という。）を設けること。
- (2) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、育児用施設を設けるよう努めること。
- (3) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。

#### ワ 出入口

利用者の用に供する出入口は、ニ(1)(三)に定める基準に適合するものとするほか、全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。

#### カ 浴室等

多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。カ及び別表第二において「浴室等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の浴室等は、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 出入口は、令第十五条第二項第二号ロ並びにニ(1)(三)及び四に定める基準に適合するものとする。
- (2) 更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ一以上の出入口の幅を八十センチメートル以上とすること。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (4) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。

#### ヨ 客席

劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分は、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 奥行きを一・二メートル以上、幅を九十センチメートル以上とする車椅子使用者用の客席が設けられていること。

(2) 客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から(1)に定める基準に適合する客席までの経路は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(二) 高低差がある場合においては、令第十一条第一号並びに第十八条第二項第四号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。

(3) 客席の総数が二百以下の場合にあつては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、客席の総数が二百一以上の場合にあつては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数以上の(1)に定める基準に適合する客席を設けるよう努めること。

(4) 客席の総数が二百以下の場合にあつては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、客席の総数が二百一以上の場合にあつては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数以上の客席に、難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。

#### タ カウンター等

(1) 利用者の用に供するカウンター、記載台又は公衆電話台（(1)、第三号ル及び別表第二において「カウンター等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。

(2) 券売機その他の利用者の用に供する機器を設ける場合においては、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。

#### レ 休憩設備

(1) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎、自動車庫又は公衆便所を除く。）には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩の用に供する設備（この表及び別表第二において「休憩設備」という。）を設けること。

(2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

#### ソ 増築等に関する適用範囲

(1) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む。ソ及びネにおいて「増築等」という。）をする場合（2）に定める建築物の増築等の場合を除く。）においては、この号の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。

（一） 当該増築等に係る部分

（二） 道等から（一）に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口

（三） 利用者の用に供する便所

（四） （一）に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。六）において同じ。）から二（1）に定める基準に適合する便所（三）に掲げる便所に二（1）に定める基準に適合する便所が設けられていないときは、二（2）に定める基準に適合する便所）までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口

（五） 利用者の用に供する駐車場

（六） 車椅子使用者用駐車施設から（一）に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口

(2) (1)の増築等に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の建築物の増築等の場合においては、この号の規定は、当該増築等に係る部分に限り適用する。

ツ 地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例

利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりチ（1）（イ）、ル（1）及びソ（1）（二）の規定の適用については、チ（1）（イ）中「道又は公園、広場その他の空地（以下この号及び別表第二において「道等」という。）」とあり、並びにル（1）及びソ（1）（二）中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

ネ 自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

床面積（建築物の増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が、二千平方メートル未満の建築物については、この号に定める床面積に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積（次号及び別表第三第二号イにおいて「車

庫等床面積」という。)を算入しない。

別表第一第二号中「別表第三第一号イからリまで、ル及びウ並びに第二号ロを除く。)及び百五十平方メートル未満の同表第一号ル」を「別表第三第一号イ、ロ、ニからへまで、リ、ル、タ、レ、ツ、ウからノまで及びマ並びに第二号ロを除く。)及び百五十平方メートル未満の同表第一号リ」に改め、同号ハを次のように改める。

#### ハ 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、前号ニ(2)に定める基準に適合するものとするよう努めること。
- (2) (1)の規定による前号ニ(2)イの便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をするよう努めること。

別表第一第三号イ(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ロ(1)中「線状ブロック等」の下に「(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下第五号イ(10)及び別表第二において同じ。)」を加え、同号ハ(1)イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホ(1)五中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「つえ、車いす等」を「杖、車椅子等」に改め、同号ヘ(2)ニ中「こう配」を「勾配」に改め、同号チ(1)中「第一号ト(1)及び五から七)まで」を「令第十八条第二項第五号ロからトまで(ハを除く。)」並びに第一号チ(5)四(ニ)からト)まで」に改め、同号チ(1)イ中「かご」を「籠」に改め、同号チ(1)ニ中「かご及び」を「籠及び」に、「かご外からかご内」を「籠外から籠内」に改め、同号チ(1)三中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号チ(1)四中「かご内」を「籠内」に、「かごの」を「籠の」に改め、同号チ(1)五中「かご内には、かご」を「籠内には、籠」に、「かご及び」を「籠及び」に改め、同号チ(1)七及び(2)中「かご」を「籠」に改め、同号チ(3)八中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号リ(1)ニ中「横断こう配」を「横断勾配」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号リ(1)五中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号リ(1)六中「車いすスペース」を「車椅子スペース」に改め、同号リ(1)七中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号リ(1)八中「さく」を「柵」に改め、同号リ(1)九中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号ヌ(2)中「多機能トイレ」を「第一号ニ(1)に定める基準に適合する便所」に、「設けること」を「設け、出入口又はその付近に、当該便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号ヌ(3)中「多機能トイレ」を「(2)に定める基準に適合する便所」に、「第一号チ(2)」を「第一号ニ(2)」

に、「努めること」を「努め、同号ニ(一)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号又(4)中「第一号チ(5)及び(6)」を「第一号ニ(5)」に改め、同号又(5)中「第一号チ(7)」を「第一号ニ(6)」に改め、同号ル及びワ(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号カ中「授乳場所等」を「育児用施設」に改める。

別表第一第四号イ(3)中「こう配」を「勾配」に改め、同号イ(5)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同号ロ(4)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号ロ(6)中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「つえ、車いす等」を「杖、車椅子等」に改め、同号ロ(7)中「こう配」を「勾配」に改め、同号ハ(2)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号ハ(3)及び(6)中「こう配」を「勾配」に改め、同号ホ(1)中「多機能トイレ」を「第一号ニ(1)に定める基準に適合する便所」に、「設けること」を「設け、出入口又はその付近に、当該便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号ホ(2)中「多機能トイレ」を「(1)に定める基準に適合する便所」に、「第一号チ(2)」を「第一号ニ(2)」に、「努めること」を「努め、同号ニ(2)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号ホ(3)中「第一号チ(5)及び(6)」を「第一号ニ(5)」に改め、同号ホ(4)中「第一号チ(7)」を「第一号ニ(6)」に改め、同号ト(1)中「第一号力(1)」を「第一号ト(1)」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ト(2)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ト(3)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いすの」を「車椅子の」に改め、同号ト(4)中「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に改め、同号ト(4)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号チ中「授乳場所等」を「育児用施設」に改め、同号又中「さく」を「柵」に改める。

別表第一第五号イ(4)中「こう配」を「勾配」に改め、同号イ(5)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号イ(7)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号イ(9)中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「つえ、車いす等」を「杖、車椅子等」に改める。

別表第一第六号(ハを除く。)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ハ中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改める。

別表第二建築物の項第二号中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に、「視覚障害者利用円滑化経路(別表第一第一号ロ(1)ただし書)」を「視覚障害者移動



等円滑化経路（別表第一第一号ル(1)ただし書」に、「同号ロ(2)及び(3)」を「同号ル(2)」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項第三号中「、利用円滑化経路」を「、移動等円滑化経路」に、「視覚障害者利用円滑化経路」を「視覚障害者移動等円滑化経路」に、「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(4)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に、「同号リ」を「別表第一第一号カ」に、「同号ヌ」を「同号ホ」に、「同号ル」を「同号ヨ」に、「車いす使用者用の」を「車椅子使用者用の」に、「同号ヲ」を「同号タ」に、「案内板又は表示板」を「標識又は案内設備」に、「同号ワ(5)」を「同号ヌ(5)」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「授乳場所等」を「育児用施設」に改め、同項第五号イ中「かご」を「籠」に、「別表第一第一号ト(3)」を「別表第一第一号チ(5)(六)」に改め、同号ロ中「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(4)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に改め、同号ハ中「別表第一第一号リ」を「別表第一第一号カ」に、同号ニ中「別表第一第一号ヌ」を「別表第一第一号ホ」に改める。

別表第二公共交通機関の施設の項第二号中「車いすスペース」を「車椅子スペース」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に、「及びさく」を「及び柵」に改め、同項第三号中「車いすスペース」を「車椅子スペース」に、「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に改める。

別表第二公園の項第二号中「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「授乳場所等」を「育児用施設」に、「さく」を「柵」に改め、同項第三号イ中「すりつけこう配」を「すりつけ勾配」に、同号ロ中「縦断こう配及び横断こう配」を「縦断勾配及び横断勾配」に改め、同項第四号中「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に改める。

別表第二路外駐車場の項第二号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者

用駐車施設」に改める。

別表第三第一号を次のように改める。

一 建築物

イ 学校（専修学校及び各種学校を含む。）

ロ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

ハ 劇場、映画館又は演芸場（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

二 観覧場

ホ 集会場又は公会堂

ヘ 展示場

ト 卸売市場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

チ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗で、その売場面積が三十平方メートル以上のものをいう。リ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）を除き、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

リ コンビニエンスストアのうち、地上階に売場を有するもの（床面積の合計が百五十平方メートル以上のものに限り。）

ヌ ホテル又は旅館（これらのうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

ル 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署その他の公共的施設

ヲ 事務所（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

ワ 映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

カ 共同住宅又は寄宿舎（これらのうち、床面積の合計が千平方メートル以上のものに限り。）

ヨ 下宿（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

タ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

レ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

ソ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

ツ 博物館、美術館又は図書館

ネ 公衆浴場（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）

ナ 飲食店（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）

ラ キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する

もの（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

ム 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサー

ビス業を営む店舗（これらのうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）

ウ 銀行その他の金融機関の店舗

エ 郵便局

ノ 一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗

オ 工場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

ク 火葬場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

ヤ 自動車車庫（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

マ 公衆便所

別表第三第二号イ中「床面積」の下に「（車庫等床面積を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号ハ中「コンビニエンスストア」を「薬局及びコンビニエンスストア」に改め、「旅行代理店」を削る。

様式第二号（一）から様式第二号（六）までを削り、様式第三号を様式第二号とし、様式第四号から様式第八号までを一様式ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
県庁LAN回線増強に関わる業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年12月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ  
ワー
- 5 契約金額  
86,919,844円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第二百四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和三年二月二十八日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人あかつき会はとがや病院	埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二十六号	令和六年二月二十七日
戸田市立市民医療センター	埼玉県戸田市美女木四丁目二十番地の一	同右
医療法人社団草芳会三芳野病院	埼玉県入間郡三芳町大字北永井八百九十番六	同右
みくに病院	埼玉県春日部市下大增新田九十七番地一	同右
医療法人社団全仁会東京都春日部病院	埼玉県春日部市大畑六百五十二番七	同右
医療法人光仁会春日部厚生病院	埼玉県春日部市緑町六丁目十一番四十八号	同右
医療法人財団健和会みさと健和病院	埼玉県三郷市鷹野四丁目四百九十四番一号	同右
医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	埼玉県三郷市中央四丁目五番地一号	同右
医療法人社団協友会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	同右
医療法人社団協友会彩の国東大宮メディカルセンター	埼玉県さいたま市北区土呂町千五百二十二番地	同右
医療法人川久保病院	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二十九番十八号	同右

増田外科医院	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目三十九番地五	令和六年二月二十七日
埼玉脳神経外科病院	埼玉県鴻巣市上谷六百六十四番地一	同右
村越外科・胃腸科・肛門科	埼玉県鴻巣市吹上本町一丁目四番十三号	同右
医療法人康正会病院	埼玉県川越市大字山田三百二十番地一	同右
医療法人社団秀栄会所沢第一病院	埼玉県所沢市下安松千五百五十九番地一	同右
所沢明生病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五番地	同右
医療法人泰一会飯能整形外科病院	埼玉県飯能市東町十二番二号	同右
医療法人E M S 西山救急クリニック	埼玉県加須市北小浜四百八番地	同右
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	同右
久喜メデイカルクリニック	埼玉県久喜市大字下早見千百八十三番地一	同右
社会医療法人ジャパンメデイカルアライアンス東埼玉総合病院	埼玉県幸手市大字吉野五百十七番五	同右
熊谷外科病院	埼玉県熊谷市佐谷田三千八百十一番地一	同右
皆成病院	埼玉県深谷市西島町三丁目十一番地一	同右

秩父市立病院 国民健康保険町立小鹿野 中央病院	埼玉県秩父市桜木町八番九号 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野三 百番地	令和六年二 月二十七日 同右
-------------------------------	--	----------------------



# 告 示

## 埼玉県告示第二百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（第3期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部シニア活躍推進課就業支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年1月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額  
45,244,427円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

## 告示

### 埼玉県告示第二百六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和三年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 実施等級別職種

##### イ 特級

なし

##### ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄金作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高

- 周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ニ 単一等級
  - 産業洗淨（高圧洗淨作業）
- 二 試験の方法
  - 実技試験及び学科試験
- 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表
- イ 実技試験
  - (1) 実施期日
    - 令和三年六月七日（月）から同年九月十二日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日
    - 実施場所
      - 協会が指定する場所
    - (3) 試験問題の公表
      - 令和三年五月三十一日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。
  - ロ 学科試験
    - (1) 実施期日
      - 次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和三年七月十一日（日）
一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ	令和三年八月二十二日（日）

<p>施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>金属熱処理</p> <p>三 単一等級</p> <p>産業洗浄</p>	
<p>一 一級及び二級</p> <p>機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>令和三年八月二十九日（日）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイヤ張り、表装及びフラワー装飾</p>	<p>令和三年九月五日（日）</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を  
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を  
証する書面
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和三年四月五日（月）から同月十六日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作成する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

#### 五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

#### イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万八千二百円（一万二千百円）
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
casting	一万八千二百円（一万二千百円）
金属熱処理	一万八千二百円（一万二千百円）
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
放電加工	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
鉄工	一万八千二百円
建築板金	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円（一万二千百円）
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）



産業洗浄	一万八千二百円
商品装飾展示	一万八千二百円（一万二千百円）
フラワー装飾	一万八千二百円（一万二千百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者について）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和三年七月十一日（日）に学科試験を実施する職種にあつては同年八月二十七日（金）に、その他の職種にあつては同年十月一日（金）に協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。



## 告 示

### 埼玉県告示第二百七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和三年埼玉県告示第二百六号（令和三年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和三年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

## 告示

### 埼玉県告示第二百八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和三年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 実施等級別職種

##### イ 随時二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、  
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、  
数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業）、金属プレス加  
工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、  
工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、  
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検  
査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子  
機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て  
作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器  
施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作  
業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、紙  
器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、  
パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわら  
ぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り  
作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋  
組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施  
工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工  
事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工  
事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建  
築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

##### ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、  
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、  
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセ  
ンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルバダイカスト作業、コールドチャンネルバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

## ハ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルバ

イカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

## 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

## 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

### イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

### ロ 実施場所

協会が指定する場所

### ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

## 四 受検申請の手続

### イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で交付する。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万八千二百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九号

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年埼玉県告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四日まで」を「三日まで」に、「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十号

令和二年埼玉県告示第千百二十六号で公示した公共測量は、令和三年二月十二日終了した旨測量計画機関である杉戸町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十一号

令和二年埼玉県告示第六百六十六号で公示した公共測量は、令和三年二月十日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕



# 告 示

## 埼玉県告示第二百十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

令和三年二月二十五日から令和三年十二月十七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験の期日及び時間

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

令和三年七月四日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

###### (2) 設計製図の試験

令和三年九月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

##### ロ 木造建築士試験

###### (1) 学科の試験

令和三年七月十一日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

###### (2) 設計製図の試験

令和三年十月十日（日）

午前十一時から午後四時まで

#### 二 試験会場

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(三) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

###### (2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県県民活動総合センター

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和三年四月一日（木）午前十時から令和三年四月十五日（木）午後四時まで

ロ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和三年四月七日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和三年六月九日（水）頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和三年八月二十四日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和三年九月七日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和三年十二月二日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県越谷市赤山町五丁目三番十六―一号 萩原 義輝

二 取消年月日

令和三年二月二十五日

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

#### 一 許可番号

令和三年二月三日

指令越建セ第〇二〇〇五一号

#### 二 検査済証番号

令和三年二月二十五日

越建セ第三九〇―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百二十八番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県草加市青柳五丁目三十六番二十一―一〇三号

奈良岡 和樹、奈良岡 香澄

# 告 示

## 埼玉県教委告示第九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年三月二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 一 日時

令和三年三月九日 午後二時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について